

大阪府 建築士サポート体制のサポート員の募集

～建築基準法・建築物省エネ法改正に伴うサポート事業～

建築物省エネ法等の改正法が R4.6 月に公布、関係する政省令等が整った規定から段階的に施行され、R7.4 月には全面施行を迎えます。

- ① 建築確認・検査手続きに係る審査特例（4号特例）制度の見直し
- ② 小規模木造建築物に係る壁量計算等の構造規定の見直し
- ③ 省エネ基準適合義務化

国土交通省では、改正法の円滑な施行に向けて、説明会、講習会等による周知とともに、特定行政庁や指定確認検査機関等の窓口でフォローしきれない申請者（建築士等）に対して個別にサポートできる体制を R7.1 月から全都道府県において構築する予定です。

募集概要

◆改正法の施行内容を踏まえ、サポート員を 10 名程度募集します。

建築基準適合判定資格者並びに、壁量計算(構造)や省エネ計算に係る経験を有する建築士等

◆サポート員候補者は、国の講座や講習会、動画等による養成研修の受講を必須とします。

◆サポート業務に対する費用（未定）を支払います。

【大阪府 建築士サポート体制の概要】

〔構成〕大阪府建築士会（幹事）、大阪府建築士事務所協会、近畿建築確認検査協会の 3 団体

〔サポートの流れ〕

① 申込者が 3 団体の各事務局にサポートの申込み ※サポート費用は無料

② 各事務局がサポート員の手配等を調整

③ サポート員が図書の事前確認、図書等の過不足や記載内容の有無等の助言を実施

※記載内容、算定方法の適否などは対応しない

※サポートの実務は建築士会事務所で実施、相談日は週 2 回程度（詳細は検討中）

④ サポート員がサポート状況の入力・報告

→国「建築士サポート体制確保・運営マニュアル」P12～16 参照

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001753789.pdf>

〔業務開始〕

令和 7 年 1 月～ ※少なくとも R7 年度第 1 四半期中は実施の見込み

〔申込み方法〕申込フォームにご記入ください。 締切 10/11（金）

<https://forms.office.com/r/riW02iKCJH>

〔今後の予定〕

- ・サポート員の募集〔9/18 理事会〕 → 締切 10/11（金）
- ・3 団体によるサポート員の調整〔10/中旬〕
- ・サポート員候補者の決定〔10/下旬〕
- ・サポート体制の開設準備、周知、サポート員候補者養成研修〔11～12/上〕
- ・サポート員の決定〔12/中〕

お問合せ：大阪府建築士会 事務局 牧田、隅原 06-6947-1961（代表）